

専ら大震災を危機管理や災害派遣等の視点のみで眺めていたが、別な視点から眺めることも益なきことではなかろう。特に小生が生命保険会社の祿を食んでいる関係で、生命保険と大震災の関係を調べてみた。

御承知のように、生命保険は約款で、大地震や戦争等で保険金支払い見込み額が想定外に膨らんだ場合、生命保険や傷害特約の保険金や給付金を減額する場合もあるとする免責規定を設けている。所謂「免責条項」である。(尚、戦争と生命保険の関係については折々の記第 95 号に記載している。)



(左：阪神淡路大震災、右：銀座数寄屋橋交差点にある関東大震災の記念碑)

I 阪神淡路大震災への対応

平成 7 年(1995)1 月 17 日払暁阪神地区にマグニチュード 7. 2 の兵庫県南部地震が勃発し戦後最大の災害となった。

この阪神淡路大震災への対応を概観する。

(1) 第一生命の対応 (同社百年史から引用)

「当社も直ちに、災害対策本部を設置した。そして、地震による免責条項は適用せず、災害保険金、災害特約給付金を全額支払うことを決定した。19 日には、見舞金五千万円の寄贈、新規契約者貸付の特別金利適用(通常より低い 3.0%)、住宅ローンの既契約者に対する返済猶予と緊急融資、融資の既取引先企業への緊急特別融資を発表した。さらに社医が現地に赴き、22 日よりボランティアで診療活動に従事した。」(百年史 673p)

(2) 生保協会

昭和 54 年制定の「大地震対策要綱に基づき、大地震対策本部を設置すると共に、保険料払込猶予期間の延長、保険金・給付金・契約者貸付手続の簡易取り扱いを決定した。

また、日赤を通じた 1 億円の見舞金の寄贈を決定し 20 日に実施した。免責条項の不適用は各社の判断に任せられたが、これは生保各社の体力に差があるから協会として統一することは不可能であったのであろう。

(3) 生保各社の特色ある支援活動

- 見舞金の寄贈、労組と共同しての募金活動、チャリティバザー等売上代金の寄贈
- 自社勤務医や看護師の派遣
- 救援物資(食料、飲料水、毛布、タオル等の生活必需品等、文房具等、仮設住宅用テレビ)の寄贈
- ボランティア活動支援(出勤扱い・保険費用の会社負担、特別休暇付与)
- 使用していない会社施設の提供 (避難所、ボランティアの活動拠点)
- メセナ活動入場料等の寄贈
- バレンタイン募金 (バレンタインチョコやホワイトデーのお返しを止めその分を募金)

- 受験生に対する便宜供与（研修センターを受験勉強のために無料開放、上京した大学受験生に対する研修センターでの宿泊施設無料提供

以上を要するに、我田引水的ではあるが、迅速且つ被災者の状況に対応した的確な支援活動を実施したものと評価できよう。

(以上 生保業界紙 インシュランス各号から抜粋)

- (4) 保険金等支払総額 明確な資料はないが、前述の業界紙に依れば凡そ 480 億円

- (5) 損保について

生保については、地震免責条項を適用しなかったが、損保は約款通り適用した。生保と損保の共通の分野である傷害保険分野では対応が分かれたため契約者に不満が生じたこともあるのではないかと推察される。今後の課題であろう。

参考 「大地震対策要綱」

対策組織や保険金支払や保険料収納の取り扱い、被災地への救援などについて定めている。細部内容については対外秘と言うことで記述は止めて欲しいとのことであり、残念ながら割愛する。

II 関東大震災時の対応

(1) 生保

関東大震災においては、生保会社 32 社の本店や支社が消失した。9 月 10 日、生保各社は、丸の内の生保協会で善後策を協議し、次の事項を決定した。

- ① 保健金支払に就ては勿論完全に支払ふこと値切らざること
- ② 保険金の支払は出来る限り急速に行ふこと
- ③ 速に保険金を支払ふに就いての金融は 6 億の財産を有することであるから場合に依っては之を担保として日本銀行より借り入れること
- ④ 支払手続きはなるべく寛大を旨とし其の方法は 5 名の委員を挙げて研究すること、委員の人選は理事に一任す

以上である。「値切らざること」との文言をどう受け止めれば良いのだろうか。

手続き上、被保険人の生死の証明は、保険証券や台帳焼失の場合の手続きは、指定受 取人生死不明の場合の処置は、等の問題があり工夫が色々と為された。

12 日には日銀に 5 千万円の融資を仰ぐことを決定し、20 日には払い渋りに就いては協会に申し出よと業界紙上で宣言した。

保険金の支払い渋りが常態であるとの生保業界に対する誤解を払拭する千載一遇の機会ではあったが、一方にはモラルリスク(和製英語であり、正確にはモラルハザード)の危険性もあり、難しい問題である。各社の体力差が表面化するだろう。

9 月 1 日～翌年 2 月 15 日までの受け付けた死亡通知は 36 社、合計 5,178 件、663 万円余であった。

関東大震災後保険の使命・重要性に関する理解が深まり契約高が増加したとの言と支払い渋りとの悪いイメージがあって解約が続出したとの指摘もある。

(2) 損害保険金や簡易保険について

関東大震災時には、火災保険の地震危険は免責条項によって支払責任は免除されていたが、支払いを求める社会的な動きが急であり、超法規的に保険金額の 10%を限度に見舞金を支払うことで決着した。多くの損保は、其の体力のなさ故に、経営に支障をきたしたと言われている。

一方、簡易保険は、迅速に且つ寛大な支払いが功を奏し、震災後には簡易保険申し込みが増加した。

- (3) 何れにしても、関東大震災やその前年のスペイン風邪の大流行により、保険の重要性が認識されたのは事実であり、田村祐一郎氏の言を借りれば。「眼前の災厄こそ最良の勧誘員」であった。

- Ⅲ 生保は、将来における予測を超えるリスクに対応するため責任準備金を積み立て内部留保を保持している。損保と生保の性格の差もあるので、一概に比較することには難があるが、総じて生保の総資産額は損保に比較すれば遥かに大きい。

(参考：インシュランス (関係各号)

流通科学大学論集「関東大震災と保険金騒動(7)生命保険会社の評判
保険銀行時報、第一生命百年史、各種HP)